

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

日頃から、本町税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業省資産）も課税対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在本山町内にある償却資産についての申告が必要です。（地方税法第383条）

この手引をご参照のうえ、期限までに必ず申告書を提出くださいますようお願いいたします。

■ 申告書の提出期限

令和7年1月31日（金） ※ 必着

■ 申告書の提出先

本山町役場 住民生活課 税務班 固定資産税担当

〒781-3692 長岡郡本山町本山636番地

電話 0887-76-2115（住民生活課直通）

【受付時間】 8:30～12:00、13:00～17:15

（土・日曜日、祝日を除く）

◆郵送による申告について

申告書を郵送提出される方で、控に受付印が必要な方は、申告書等の控と返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。

なお、同封がない場合には返送しませんのであらかじめご了承ください。

◆インターネットによる電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告もご利用いただけます。

※ 詳しくは、10ページ参照

◆申告書様式等のダウンロードについて

様式等は、本山町ホームページ（<https://www.town.motoyama.kochi.jp>）からもダウンロード可能です。

本山町 償却資産 で検索

I 償却資産について

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

※「事業の用に供する」とは

「事業」とは・・・

一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当します。

「事業の用に供する」とは・・・

所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

償却資産の種類と具体例について

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の例示
構築物	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設 等
	建物	プレハブ等の簡易な建物（家屋として課税されるものを除きます）
	建物附属設備	○受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水設備、特定の生産又は業務用の設備 等 ○テナント（入居者）が賃貸している家屋に施工した内装・造作・建築設備 等
機械及び装置		食料品・化学品・印刷等の製造加工機械、旋盤、ポンプ、フライス盤太陽光発電設備 等
船舶		客船、貨物船、タグボート、遊覧船、レジャーボート 等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999 ナンバー）、台車 等 *自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
工具、器具及び備品		事務机、応接セット、冷暖房器具、テレビ、パソコン 等

2 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算をする上で減価償却の対象となる資産について、申告が必要です。（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

資産の種類	内 容
少額資産	耐用年数1年未満または取得価格20万円未満の資産であっても、個別に減価償却している資産
固定資産勘定に未計上の資産	決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
償却済資産	法定の減価償却を終わって帳簿上残存価格のみ計上されている資産
建設仮勘定の資産	建設仮勘定で計上されていても、その一部が1月1日までに完成し、事業の用に供することができる資産
簿外資産	会社の帳簿に記載されていない資産
減価償却を行っていない資産	赤字決算等により減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
遊休資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産
未稼働資産	既に完成しているが、未だ稼働していない資産
貸付資産	他の事業者に事業用として貸付けをしている資産
割賦買入資産	割賦金が完済されていないが、1月1日現在において事業の用に供することができる資産
即時償却資産	租税特別措置法の規定により即時償却している取得価額30万円未満の資産
改良費（資本的支出）	既存の償却資産の価値を増加させるための費用
福利厚生のに供する資産	社宅や寮等に係る構築物や備品等、間接的に事業の用に供されている資産

3 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税対象となりませんので、申告の必要はありません。

資産の種類	主な償却資産の例示
普通自動車・軽自動車	自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車、原動機付自転車
少額資産	耐用年数が1年未満の資産又は取得価格が10万円未満のもので、一時に損金に計上したもの（ただし、取得価格30万未満の資産で、中小企業等の少額資産特例を適用しているものは申告の対象）
一括償却資産	国税において、取得価額20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
生物	馬・牛・魚等の生物（ただし、観賞用・興行用に使用する生物は申告の対象）
無形減価償却資産	営業権・意匠権・鉱業権・漁業権・特許権・ソフトウェア・電話加入権 等
美術品等	古美術品、遺物等のように歴史的価値や希少価値を有し、代替性のないもの（ただし、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価格が1点100万円未満のものは申告の対象）

4 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の例示
業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、日よけ、室内装飾品等
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車、看板等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、サインポール等
病院・診療所	各種医療用機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、看板、待合室用いす等
駐車場業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、カード発行機等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備等

5 家屋と償却資産の区分

自己所有家屋の建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等）は、本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備であり、家屋として評価されます。ただし、次のものは、家屋の評価対象ではないため、償却資産として取り扱います。

（1）家屋と建築設備等の所有者が同じ場合

- ①独立した機械及び装置としての性格が強いもの（例：受変電設備、電話交換機等）
- ②家屋と構造上一体となっていないもの（屋外電気配線、屋外ガス及び給排水配管設備等）
- ③特定の生産または業務の用に供されるもの（例：工場機械用動力配線、ホテル等の厨房設備、洗濯設備等）

（2）家屋と建築設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方が取り付けした家屋の附帯設備は償却資産として取り扱います。詳しくは、4ページの「家屋と償却資産の区分表」及び5ページの「**6** 賃借人（テナント）等が取り付けした設備等の資産」を参照してください。

【家屋と償却資産の区分表】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN 設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等		○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)			◎		◎

6 賃借人（テナント）等が取り付けた設備等の資産

賃貸物件で事業を行われている方（テナントの方）が、自らの事業の用に供するために取り付けた内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等を「特定附帯設備」といい、償却資産として取り付けた方（テナントの方）の所有とみなします。

特定附帯設備については、テナントの方が償却資産として申告してください。

7 国税の取扱いとの主な違い

項目	税目	固定資産税 (償却資産)	国税 (法人税・所得税)
償却計算の基準日		賦課期日（1月1日）	法人は事業年度 個人は暦年
減価償却の方法		旧定率法に依る減価率	定率法・定額法等から選択 (建物、構築物、附属設備は定額法)
前年中の新規取得資産の償却方法		半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度 (残存価格)		取得価格の100分の5	備忘価格（1円） 即時償却の場合は0円
増加償却		認められます ※1	認められます
耐用年数の短縮		認められます ※1	認められます
圧縮記帳		認められません ※2	認められます (法人税法、租税特別措置法)
特別償却・割増償却		認められません ※3	認められます (租税特別措置法)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例		課税対象になります ※4	必要な経費又は損金に算入 (租税特別措置法)

※1 耐用年数の短縮又は増加償却を適用した資産がある場合には、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し又は税務署長への届出書の写しを償却資産申告書に添付して提出してください。

※2 圧縮記帳については固定資産税では認められておりません。圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価格をご記入ください。

※3 特別償却及び割増償却については固定資産税では認められておりません。租税特別措置法に規定する特別償却を適用して取得価格の全額を即時償却（帳簿価格0円）した場合においても、固定資産税（償却資産）では特別償却の規定がないことから、取得価格の全額を償却資産の申告対象にすることになります。

※4 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（取得価格30万円未満）を適用した資産については、固定資産税では償却資産の申告対象となります。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

会社や個人で事業を行っている方（工場や商店を経営されている方、駐車場や住宅・店舗などを貸付けている方など）で、1月1日現在に償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告していただくことになっています。

該当資産を所有されていない場合や廃業・解散等の場合も、申告書「18 備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず提出してください。

2 提出していただく書類

申告区分		提出書類	償却資産 申告書	種類別明細書		申告書の備考欄記載事項 及び留意事項	
				増加資産・ 全資産用	減少資産 用		
初めて 申告さ れる方	申告する資産がある場合		○	○	×	・「新規申告」に✓ ・種類別明細書で全資産を申告	
	申告する資産がない場合		○	×	×	・「新規申告」に✓ ・「該当資産なし」に✓	
前 年 度 に 申 告 さ れ た 方	資産に増減がない場合		○	×	※1	×	・「増減なし」に✓
	増加した資産がある場合		○	○		×	・「増加あり」に✓
	減少した資産がある場合		○	×		○	・「減少あり」に✓
	増加資産、減少資産の両方 がある場合		○	○		○	・「増加あり」に✓ ・「減少あり」に✓
	前年度に引き続き該当資産 がない場合		○	×		×	・「該当資産なし」に✓
	廃業、解散、町内事業所の廃 止等をした場合		○	×		×	・「異動あり」と異動内容に✓ ・異動年月日を記入
自社電算処理方式により申告される 方			○	○		○	・全ての資産について「評価 額」を算定し、「全資産」 「増加資産」及び「減少資 産」の明細を提出

※1 町様式で申告される方は、資産の増減がない場合にも明細書の提出をお願いします。

添付書類について

新たに取得した資産が次のいずれかに該当する場合には、その事実を称する書類（承認通知書、届出書等）を添付し、当該添付書類名を申告書の「18 備考」欄に記載してください。

- ・増加償却の届出を行っている償却資産がある場合
- ・耐用年数の短縮を行っている償却資産がある場合
- ・非課税償却資産がある場合（同時に「固定資産税非課税申告書」を提出）
- ・課税標準の特例の適用を受ける償却資産（特例償却資産）がある場合

※ 上記添付書類は、当該資産に係る申告の初年度のみ提出してください。

3 マイナンバーについて

個人事業者（またはその代理人）の方が、個人番号を記載した申告書を提出される場合は、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認）をさせていただきますのでご協力をお願いします。なお、2回目以降の申告をする方でマイナンバーの記載を省略する場合は、本人確認資料の掲示（提出）は不要です。

【申告書を提出する際に必要な本人確認資料】

本人による提出の場合	個人番号確認	身元確認	
	個人番号カード（裏面） 番号通知カード 個人番号記載の住民票 ※3つのうちいずれか1つ	運転免許証、パスポート、個人番号カード 等	
代理人による提出の場合	本人の個人番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権の確認資料
	個人番号カード（裏面） 番号通知カード 個人番号記載の住民票 ※3つのうちいずれか1つ	代理人の運転免許証、個人番号カード 等	税務代理権減証書、委任状等の <u>原本</u>

- ※ 郵送提出の場合は、個人番号確認資料および身元確認資料はコピーを提出してください。
- ※ 電子申告（eTAX）で申告書を提出する場合は、本人確認資料の添付は不要です
- ※ 法人が申告書を提出する場合、本人確認資料の添付は不要です

Ⅲ 資産の不申告や申告漏れなどについて

1 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第368条、第386条及び本山町税賦課徴収条例第75条の規定により過料等が科されることがあります。

なお、不申告の方には、税務署において所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2）

- ※ 再三にわたる申告依頼に応じていただけない場合には、税務署での閲覧にて把握した償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。
- ※ 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

2 調査協力をお願い

皆様から提出いただいた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話または文書でのお問合せや資料提供のご依頼をさせていただきます場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

なお、調査等により申告漏れ等が判明した場合は、資産の取得年の翌年度まで遡及（地方税法第17条の5第5項の規定により最大5年度）して課税することになりますのでご承知ください。

Ⅳ 非課税、課税標準の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税となりますので、新たに非課税の申告をされる方は事前に役場税務班までご連絡ください。

2 課税標準の特例の適用

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2、15条の3、56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

先端設備等導入計画の認定を受けた償却資産の課税標準の特例について

【令和5年3月31日までに取得した資産】

対象者

- 資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象設備

町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規で取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの

設備の種類 項目	家屋	償却資産				
	事業用家屋	構築物	機械装置	測定工具 および 検査工具	器具備品	建物 附属設備 ※1
取得時期	R2.4.30 ~ R5.3.31		H30.6.6 ~ R5.3.31			
取得価格 (※2)	120万円 以上	120万円 以上	160万円 以上	30万円 以上	30万円 以上	60万円 以上
販売開始	—	14年以内	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内
性能要件	—	旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上するもの				
その他要件	• 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること • 中古資産でないこと • 事業用家屋については、取得価格が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの					

※1 建物附属設備：家屋と一体となって効用を果たすものを除く（償却資産として課税されるものに限る）

※2 取得価格には、購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用）および事業の用に供するために直接要した費用を含む

特例の内容と期間

新たに課税対象となる年度から3年間の課税標準額をゼロとする

【令和5年4月1日以降に取得した資産】

対象者

- 資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象設備

町の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき新規で取得した先端設備等のうち、以下の要件を満たすもの

設備の種類 項目	機械装置	測定工具 および 検査工具	器具備品	建物 附属設備 ※1
取得時期	R5.4.1 ~ R7.3.31			
取得価格 (※2)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> • 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること • 中古資産でないこと • 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること 			

※1 建物附属設備：家屋と一体となって効用を果たすものを除く（償却資産として課税されるものに限る）

※2 取得価格には、購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他購入のために要した費用）および事業の用に供するために直接要した費用を含む

特例の内容と期間

新たに課税対象となる年度から下記のとおり課税標準額を軽減

賃上げ表明	設備の取得期間	適用期間	特例率
無し	R5.4.1 ~ R7.3.31	3年間	1/2 (1/2軽減)
有り	R5.4.1 ~ R6.3.31	5年間	1/3 (2/3軽減)
有り	R6.4.1 ~ R7.3.31	4年間	1/3 (2/3軽減)

【特例適用の手続きについて】

該当する償却資産を所有されている場合は、申告時に下記書類の該当箇所に必要事項を記載して申告してください。

- 償却資産申告書の「11 課税標準の特例」欄・・・「有」に○
- 種類別明細書の特例対象資産の摘要欄・・・「特例」と朱書きし適用条項を記入
 - ※ 先端設備導入計画認定書等の書類については、町で計画認定時に提出いただいている書類にて確認させていただきますので添付の必要はありません。

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください!

固定資産税（償却資産）の申告は、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告でも受け付けています。

- インターネットを利用して、自宅や事務所等から申告が可能です。
- 作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンタが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信されます。

【eLTAXの利用に必要なもの】

①電子証明書の取得

eLTAXで利用できる電子証明書を取得していただく必要があります。

- ※ 税理士等に申告書の作成、送信を依頼する場合は、納税者の電子証明書がなくてもeLTAXを利用することができます。

②利用届出の提出

eLTAXを利用するための手続きが必要です。下記のeLTAXホームページから、利用者に関する情報を登録します。

③ソフトウェアの入手

eLTAXを利用して電子申告を行うためには、eLTAXホームページから、eLTAX対応ソフトPCdesk（ピーシーデスク）を取得（無料）してください。

eLTAXの詳しい内容や手続きに関するお問い合わせは下記へお願いします。

地方税共同機構

eLTAXのホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

○ご利用時間 8：30から24：00まで
(土・日・祝日、年末年始を除く)



電話でのお問合せ

○受付日 月～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）
○受付時間 9：00～17：00まで
○電話番号 0570-081459

【参考】 主な償却資産の耐用年数表

■建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（出力が22kw以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

■構築物

構造又は用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10

■機械及び装置

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
その他の設備	10
通信業用設備	9
放送業用設備	6
飲食料品小売業用設備	9
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
その他の設備 主として金属製のもの	17
その他の設備 その他のもの	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
その他の生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15
その他のサービス業用設備	12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	10
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
その他の設備 主として金属製のもの	17
その他の設備 その他のもの	8

※ 表に記載の耐用年数はあくまでも目安として掲載しています。

■工具器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
工具	測定工具及び検査工具	5
	切削工具	2
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務イス及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚及び陳列ケース	
	冷凍機付及び冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具、接客業用のもの	
	テレビ、その他の音響機器	5
	ルームエアコン	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器	6
	カーテン、寝具	3
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器及び通信機器	パソコン	4
	その他の端末機器等	5
	コピー機、レジスター、ファクシミリ等	5
	インターホン・放送用設備	6
	電話設備、その他の通信機器	
デジタル電話・デジタル構内交換設備	6	
その他のもの	10	
看板及び広告器具	店頭看板、ネオンサイン、気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
その他のもの	5	
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式、救急医療用	4
	その他のもの	6
前掲のもの以外のもの	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5